

第3章 米子市が目指す地域福祉の姿

各種データや調査結果、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会が出された意見を基に、次のとおり本計画の基本理念と基本目標をまとめました。

1 基本理念

地域住民や地域に関わる様々な団体、組織が、地域の現状や課題を共有し、互いの考え方や立場の違いを越えて支え合い、自分の力だけでは解決できない問題が生じたときには、その解決に向けて協働する「ともに生きる」社会。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが地域の中で孤立することなく、自分なりの役割を持って、いきいきと活躍できる「ともに輝く」社会。

本計画では、すべての市民が住みなれた地域の中で安心して暮らしていけるように、このような社会、すなわち「地域共生社会」を市民と「ともにつくる」ことを目指し、以下のとおり基本理念を掲げます。

「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」

2 基本目標

(1) 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

地域の中で誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍することができる「地域共生社会」を実現するためには、住民自らが地域課題の解決に取り組む力を引き出すとともに、互いの多様性を認め合うことができる社会づくりと、地域全体がつながり、支え合う体制づくりが必要です。

そこで、地域多様性に配慮しつつ、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政等、地域の多様な構成員が地域の生活課題の解決のために協働する仕組みや多世代の住民が交流し、協力できる体制を構築します。

(2) 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

地縁的なつながりや親族間の子孫のつながりの希薄化に伴い、ひきこもりなどの社会的孤立の問題やひきこもり親子が高齢化した「8050問題²⁹」、ごみ屋敷などの「制度の狭間」の問題、介護と育児のダブルケアなどの複合的な問題を家庭や地域で受け止めることが困難になってきています。その結果、適切な支援を受けることができず、問題が深刻になってから発見されるケースも多くなっています。

これらの問題に対応するため、問題の早期発見の仕組みづくりに取り組むとともに、予防的な観点から、事前対応型の支援を推進します。併せて、あらゆる課題に対応できるよう、地域住民や多機関の協働による包括的、分野横断的な支援の仕組みづくりに取り組めます。

29 8050問題：80代の親と収入がない引きこもりの50代の子の世帯が、収入が途絶え、社会的に孤立した状態に陥っている社会問題

また、住民の多様なニーズを的確に把握し、適切で効果的なサービス提供に努めます。

(3) 未来へつながる人づくり

地域福祉を推進し、未来へつなげていくためには、その担い手となる人材を発掘・育成するとともに、地域で活躍した人々の知識や経験、地域への誇りや愛情を次の世代へ継承していく必要があります。

そのため、学校教育や社会教育と連携しながら、長期的な視点を持って、住民の地域への愛着や地域福祉活動への参加意欲が醸成されるよう働きかけます。

また、住民の暮らしを支える福祉サービスを将来に渡って安定的に提供するため、介護職や保育士などの福祉専門職の量的確保と、質の高いサービスに対応できる人材の育成に取り組みます。

3 各福祉分野の方向性

基本理念と基本目標に関する、各福祉分野の施策の方向性を以下のとおりとします。今後策定される分野ごとの個別計画は、この方向性に基づいたものとします。

(1) 高齢者

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域住民の自主性を重視しながら、専門機関と連携の上、介護予防や認知症予防、フレイル³⁰予防を推進し、高齢者の生活の質の向上と健康寿命の延伸に取り組みます。

また、認知症の人やその家族が、地域の中で安心して暮らすためには、社会全体の理解と協力が必要であることから、学齢期から社会人にいたるまで、認知症に対する理解を深める取組を継続して行います。

そして、高齢者の尊厳が守られ、人生の最期に至るまで、その人らしく生きることができるよう、地域の様々な場面で活躍できる環境を整えるとともに、本人の意思や希望を受け止め、医療やケアに反映させる取組を促進します。

(2) 障がい者

障がい者が、その障がいによって分け隔てられることなく、必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき、あらゆる社会活動に参加し、自己実現ができる社会を目指します。

そのために、市民一人ひとりが障がいの特性を正しく理解し、社会全体で障がい者に対する「合理的配慮³¹」や意思疎通のための支援を行うことで、社会的障壁を取り除くことができるよう、鳥取県とともに「あいサポート条例³²」に基づく活動を推進します。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、障がい者支援施設の入所者や長期入院中の精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、医療、障がい福祉・介護、住まい、就労、地域の支え合いの体制を整えます。

30 フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。ただし、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能である。

31 合理的配慮：障がい者が社会的障壁を感じずに生活できるよう、過度な負担のない範囲で求められる配慮。合理的配慮の提供は、行政には義務づけられ、民間事業者は努力義務とされている。

32 あいサポート条例：「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」の愛称。障がい者が暮らしやすい社会をつくるために必要な、行政、事業者、県民それぞれの責務や役割、障がいの特性に応じた取るべき対応や取組を具体的に示している。

(3) 子ども・子育て

妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく子育て世代を支援するため、市のこども総合相談窓口³³と、学校、幼児教育・保育施設、医療機関、児童養護施設、子育て支援センター、児童相談所等の機関とが連携を図り、子育てに関する相談に包括的に対応します。

また、地域の子どもやその保護者の孤立を防ぐため、様々な子育て支援グループと施設間のネットワーク強化や、地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進、民間における取組との連携など、地域における子育てを積極的に支援し、子育てを家庭だけに任せるのではなく、子どもを「社会の宝」として捉え、地域で親子を見守り、支えていく体制を整えます。

さらに、学校と地域の連携をより一層強化し、「コミュニティスクール³⁴」や「放課後子ども教室³⁵」など、様々な取組を通じて、「地域とともにある学校」を目指します。

(4) 生活困窮者

生活困窮には病気、心身の障がい、失業、家族の介護など、複数の要因があり、誰もが生活困窮に陥る可能性があります。また、生活困窮は社会的孤立や低栄養、未受診等による健康状態の悪化を招き、最悪の場合、生命の危険につながる恐れもあります。

そのことを踏まえ、総合的な相談支援体制を整え、地域住民や関係機関との連携により生活困窮者の早期発見、早期支援に取り組みます。そして、生活困窮から早期に脱却し、自立した生活が送れるよう、本人に寄り添いながら、住居、就職、家計管理等に関する支援を行います。

また、子どもの貧困対策として、貧困家庭に生まれた子どもが、十分な学習の機会を与えられないことで、将来再び貧困の状態に陥る「貧困の連鎖」を断ち切るため、小・中学生を対象にした学習支援事業の充実を図るとともに、貧困の状況にあっても、子どもが地域や社会との関わりの中で社会性を獲得し、健全に成長できるよう、「子ども食堂」など、多様な子どもの居場所づくりを推進します。

33 こども総合相談窓口：米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある、妊産婦、子どもとその家族や関係者を対象に、困り事や悩み事などの相談すべてに対応する窓口。利用者の視点に立った、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない相談援助を行う。

34 コミュニティスクール：学校と保護者や地域住民が協力して学校運営に取り組み、地域の声を積極的に生かしながら、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組み

35 放課後子ども教室：地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、学校の余裕教室等を活用しながら、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する取組

4 目標を達成するために目指す体制

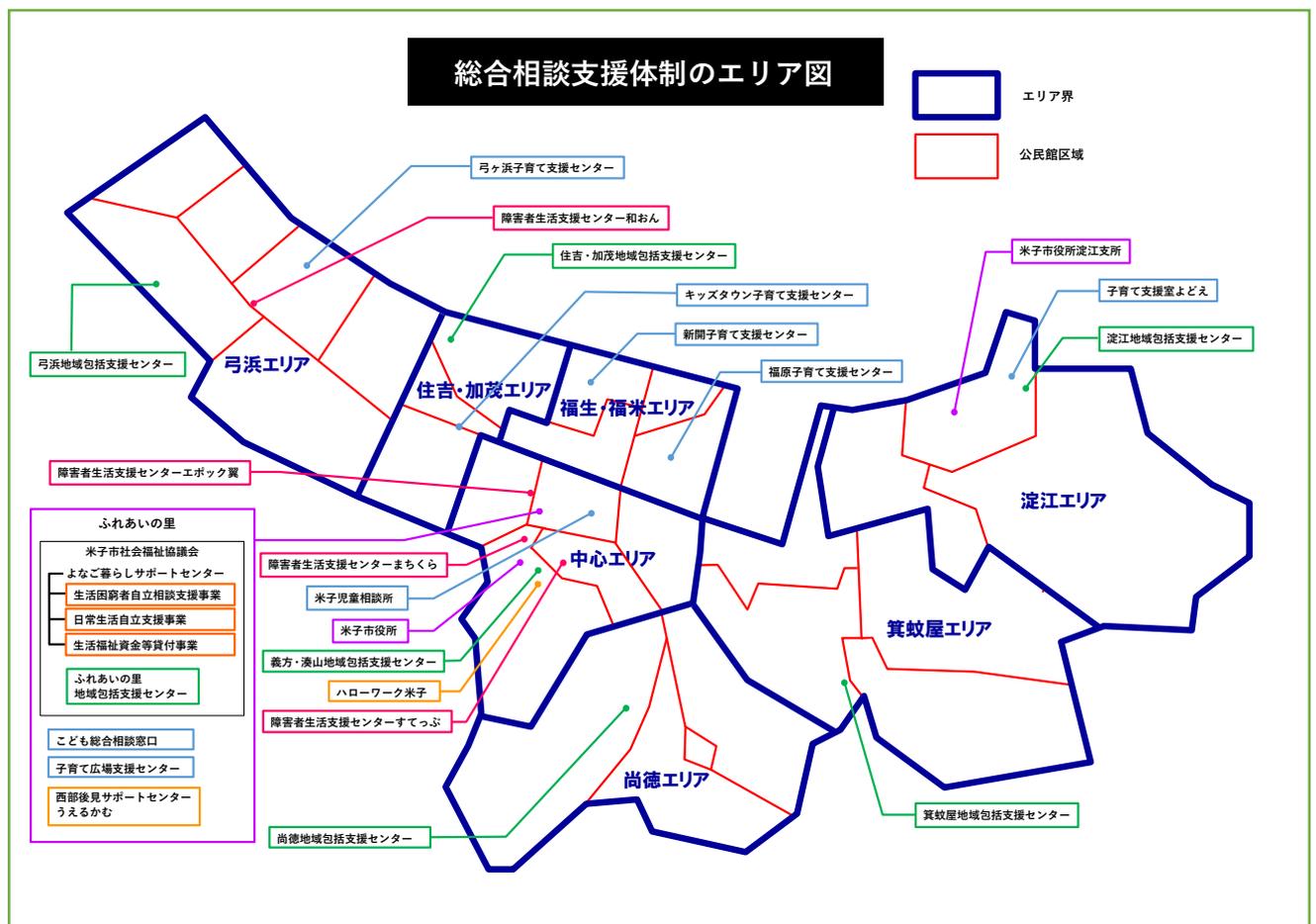
目標を達成するためには、地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要があります。

そこで、本市では、中長期的な施策として、次のようなゴールイメージを想定しながら、相談支援体制の整備を目指します。

ゴールイメージ①

エリア区分と総合相談支援センターの設置

地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘察し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターの設置を目指します。総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所の機能を兼ね備えたものとし、また、エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関により、人材育成、システム評価、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を含む、地域福祉実践のマネジメントを行います。



ゴールイメージ②

コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。

コミュニティワーカーの役割

公民館区域ごとに地域のプラットフォーム³⁶を構築し、地域課題の共有化を図りながら、地域の多様な主体による協働の取組を支援するなど、地域の支え合いの機能強化に取り組みます。また、電話相談・出張相談や民生委員・児童委員などの見守り活動等との連携により、リスク要因をもつ家庭の状況の把握に努め、問題の発生・深刻化の防止に努めるとともに、地域の困り事を受け止め、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、支援関係機関へのつなぎや地域住民同士の相互扶助による解決への導きを行います。

コミュニティソーシャルワーカーの役割

担当エリア内の地域の活動者や支援関係機関等と連携を図りながら、相談者の抱える課題について、分野を問わず対応します。個別支援にあたっては、家庭訪問を基本とし、世帯全体の視点から課題を整理した上で、必要な支援に結びつけます。

また、複合的な課題や対応困難な課題への対応など、必要に応じて、支援関係機関で構成する支援チームによる支援を行います。

ゴールイメージ③

重層的な福祉圏域の設定と、相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「総合相談支援エリア」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

① 近隣・自治会等の圏域

(日常的な見守りや交流、災害時の支え合い活動を実施する最も身近な圏域)

② 公民館区域

(住民主体の地域福祉活動や様々な団体等との協働の中心となる圏域)

コミュニティワーカーが中心となり、地域を構成する様々な主体が出会い、互いを高め合いながら、地域課題の解決に向けた取組につなげていくことができる地域福祉のプラットフォームとして、公民館区域ごとに、地域住民や地域に関連する団体等で構成される「地域支え合い推進会議」の設置・運営をコーディネートします。

36 プラットフォーム：多様な主体が協働していくための基盤となる体制や仕組み

③ 総合相談支援エリア

(多機関の協働による、総合的な相談・支援を実施する圏域)

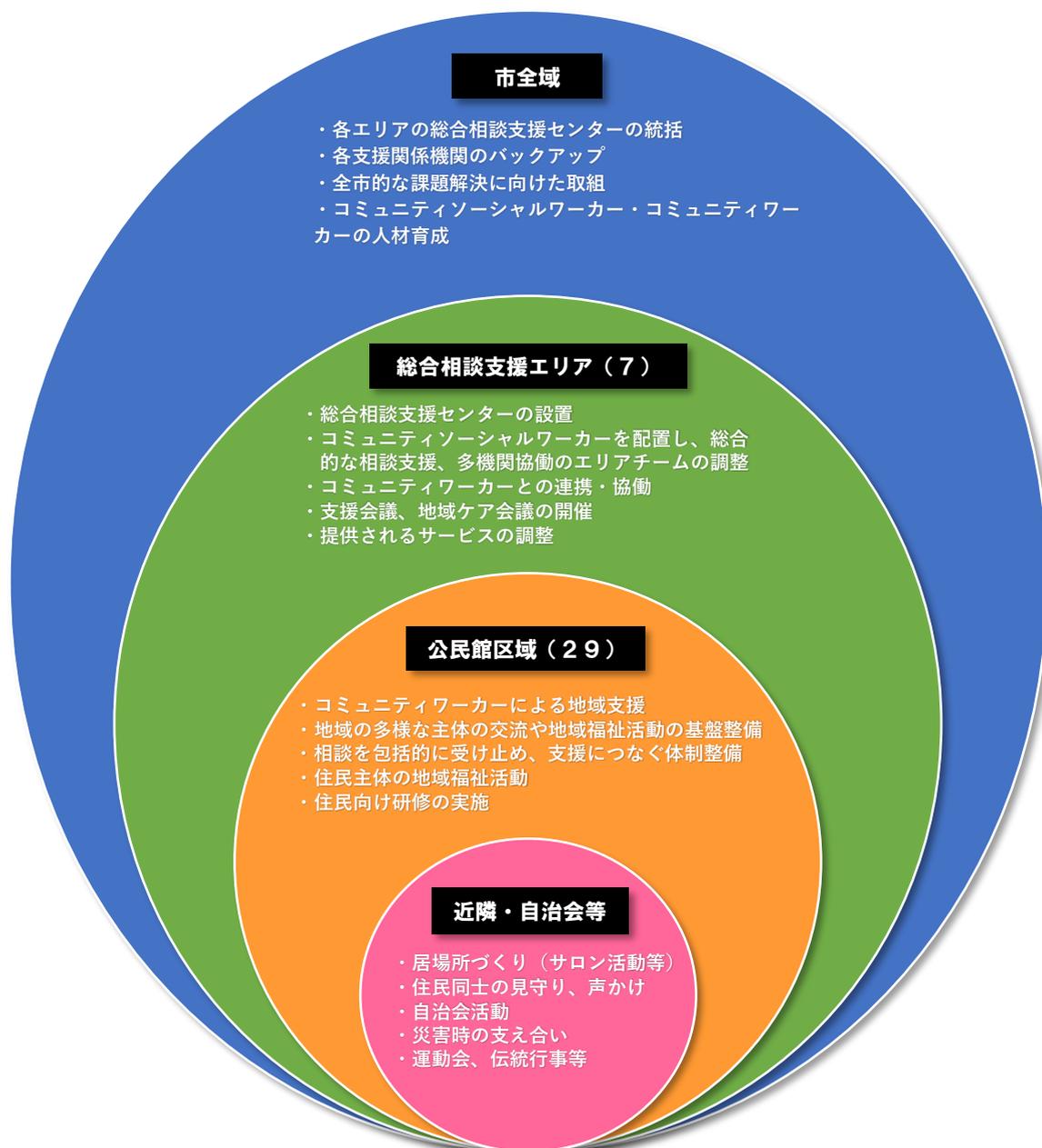
各総合相談支援エリアに設置する総合相談支援センターは、エリア内の公民館区域(3~6区域)を管轄し、コミュニティソーシャルワーカーとコミュニティワーカーが相互に連携を図りながら、困難を抱えた住民に対する相談支援業務を行います。コミュニティソーシャルワーカーは必要に応じて、支援関係機関で構成される「エリアネットワーク会議」を開催し、各専門機関と支援内容について協議した上で、多機関協働による支援につなげます。

④ 市全域

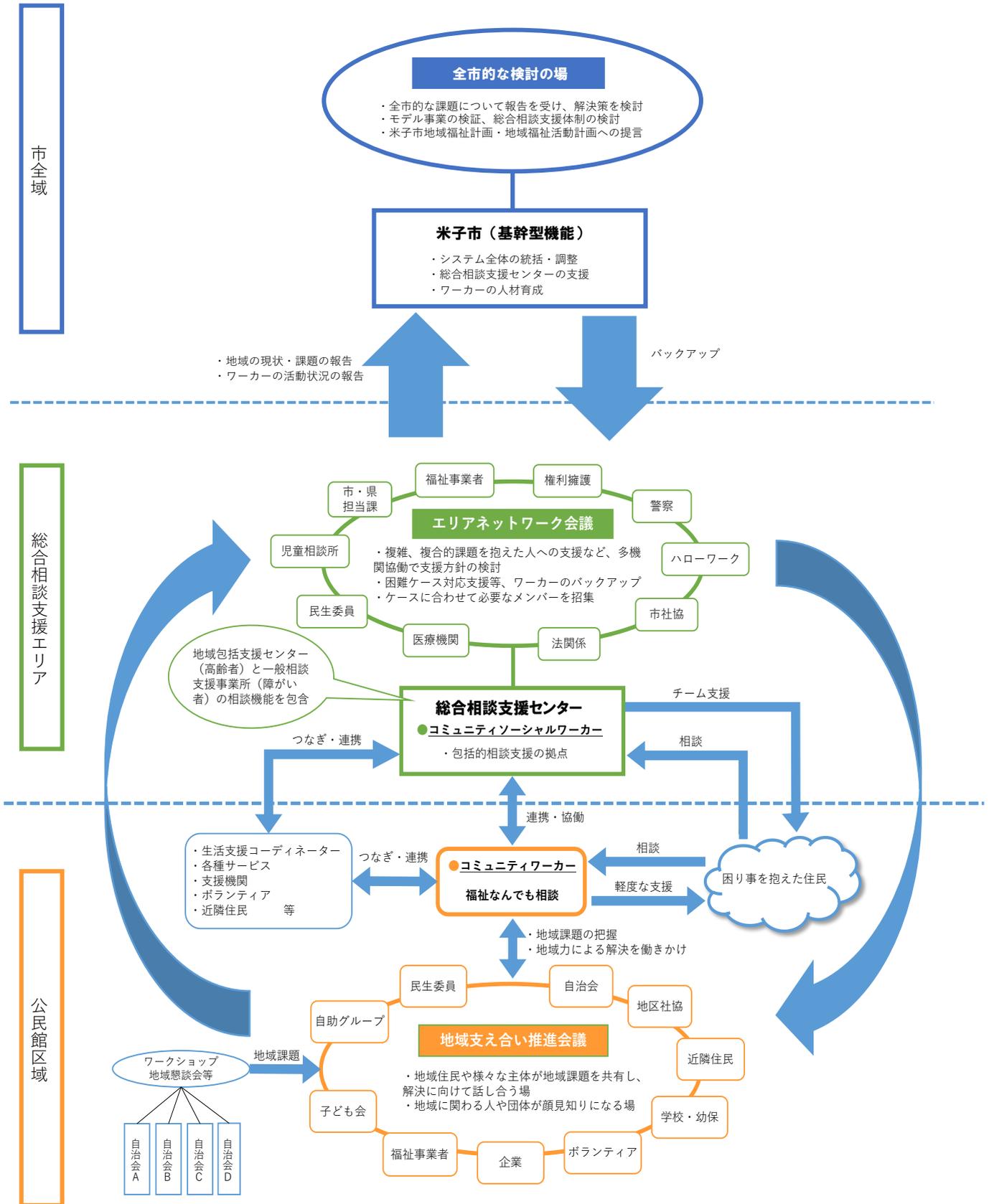
(福祉制度設計、政策決定、人材育成、各圏域のバックアップを行う圏域)

「地域支え合い推進会議」や「エリアネットワーク会議」で出た意見を集約し、全市的な政策として検討を行う場を設置します。

【重層的な福祉圏域のイメージ図】



【圏域ごとの総合相談支援体制のイメージ図】



5 計画の体系

本計画では、3つの基本目標ごとに基本計画を設定し、これらを実行することにより、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

